

## 都立多摩動物公園で高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) 疑い事例発生

2月14日、都立多摩動物公園のツクシガモ4羽について、鳥インフルエンザ簡易検査陽性が確認されました。詳細は別紙又は以下URLをご確認ください。なお、確認地点から3km以内の家きんに異常がないことを確認しています。

○飼養鳥(家きん(※)を除く)での発生の場合、制限区域の設定はありません。

○現時点では、簡易検査でA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定でありHPAIウイルスが確認されたわけではありません。今後、HPAIウイルスの遺伝子検査を国立環境研究所で実施予定です。

東京都産業労働局HP :

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/houdou/1987a25c1aab6b18d8f450f8a9c275a2.pdf>



(※)家きんの種類(品種)(家きんの種類はHPAIの発生状況によって変わる可能性があります)

鶏、あひる(※1を含む)、うずら(※2を含む)、きじ(※3を含む)、だちょう(※4を含む)、ほろほろ鳥、七面鳥

※1アイガモ、マガモ、ドバン、ガチョウ、カルガモ、フランスガモ、コールダック

※2ヨーロッパウズラ、ヒメウズラ ※3ヤマドリ ※4エミュー



### 全国でHPAIが多発しています！！



2月1日、埼玉県日高市でのHPAI(71例目)確認以降、関東では茨城県、千葉県において発生が確認されています。また、家きんでは25道県76事例の発生が確認されています(2月15日時点)。以下URLより定期的にHPAIの発生状況を確認し、**自身の農場にウイルスを「持ち込まない」、「拡げない」、「持ち出さない」**ために、飼養衛生管理基準の自己点検を実施し、**確実な対策を実施してください。**

令和4年度 鳥インフルエンザに関する情報について

①農水省HP: <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/220929.html>

②環境省HP: [https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

③埼玉県HP: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/katikuboueki-top/r4hassejirei.html>

①



②



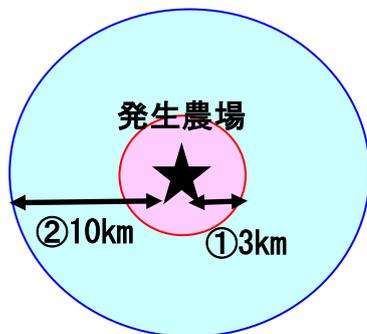
③



## 埼玉県日高市の養鶏場で確認されたHPAIに係る制限区域の解除(予定)

令和5年2月1日に埼玉県日高市の養鶏場で発生した国内71例目のHPAIについて、移動制限区域が令和4年2月24日0時、搬出制限区域が2月19日0時をもって解除され、消毒ポイントは閉鎖される予定です。

### 家きんのHPAIが発生した場合の移動、搬出制限区域について



#### 【移動、搬出制限区域の対象】

※飼養鳥(家きんを除く)での発生の場合、制限区域の設定はありません

- (1) 生きた家きん (2) 家きん卵 (※)
- (※) GPセンター等で既に処理されたものを除く
- (3) 家きんの死体 (4) 家きんの排せつ物等
- (5) 敷料、飼料、家きん飼養器具(農場以外からの移動は除く)

### ①移動制限区域(発生農場から半径3km以内の区域)

- ・ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後**10日**が経過した後に実施する清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されること、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後**21日**が経過していることが確認された場合解除されます。

### ②搬出制限区域(発生農場から半径3km~10km以内の区域)

- ・ 防疫措置完了後**10日**経過後に実施される移動制限区域内の全ての農場における清浄性確認検査で陰性が確認された場合解除されます。  
ただし、一部の制限については、国の指針で示される要件を満たせば、制限の対象外とすることができます。万が一、制限区域内に入り、家きん卵の移動等が制限された場合には、当所までご相談ください。

飼養衛生管理基準の中で特に重要な7項目です。自己チェックを実施しましょう

- ①衛生管理区域**専用の衣服及び靴**の設置並びに使用 ②**家きん舎ごとの専用の靴**の設置及び使用
- ③家きん舎に出入りする者の**手指消毒等** ④**ねずみ及び害虫の駆除**
- ⑤野生動物の**侵入防止のためのネット等の設置**、点検及び修繕
- ⑥衛生管理区域に出入りする者の**手指消毒等** ⑦衛生管理区域に出入りする**車両の消毒**

**家きんに異常が認められたら、ただちに当所までご連絡ください!**

東京都家畜保健衛生所(西多摩郡日の出町大字平井2759)

電話: 042-588-7171 (平日昼間 9~17時)

緊急連絡先: 090-6941-4315 (平日夜間 17時~翌9時・休日)

